

**令和4年6月10日招集**

**令和4年 第5回(6月)**

**佐渡市議会定例会議案**

**佐 渡 市**

## 目 次

議案第50号	専決処分の承認を求めることについて（令和4年度佐渡市一般会計補正予算（第2号）について）	1
議案第51号	佐渡市税条例等の一部を改正する条例の制定について	3
議案第52号	佐渡市離島振興対策実施地域の企業支援に係る税制上の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について	9
議案第53号	字の変更について（鷺崎地内）	11
議案第54号	屈折はしご付消防自動車購入契約の締結について	13
議案第55号	令和4年度佐渡市一般会計補正予算（第3号）について	14

議案第50号

専決処分の承認を求めることについて（令和4年度佐渡市一般会計  
補正予算（第2号）について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙の  
とおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を  
求める。

令和4年6月10日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

専決第5号

専決処分書

令和4年度佐渡市一般会計補正予算（第2号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和4年6月3日

佐渡市長

渡辺 竜五

（予算書別紙添付）

議案第51号

佐渡市税条例等の一部を改正する条例の制定について

佐渡市税条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年6月10日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

## 佐渡市税条例等の一部を改正する条例

(佐渡市税条例の一部改正)

第1条 佐渡市税条例（平成16年佐渡市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第18条の4第1項中「交付」の次に「(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)」を加える。

第33条第4項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他法施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第33条第6項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他法施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第34条の9第1項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第2項中「申告書に係る年度分の個人の県民税」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの」に改め、同条第2項中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1

号の次に次の1号を加える。

- (2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名

第36条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「あって、」の次に「特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であって退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 特定配偶者の氏名

第53条の7中「第5号の8様式」の次に「又は法施行規則第2条第3項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式」を加える。

第73条の2第1項中「閲覧の手数料」を「閲覧（法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。）の手数料」に改める。

第73条の3第1項中「交付」の次に「（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）の」を加える。

附則第7条の3の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

附則第10条の2中第24項を第26項とし、第23項を第25項とし、同項の前に次の1項を加える。

24 法附則第15条第44項の条例で定める割合は、4分の3とする。

附則第10条の2中第22項を第23項とし、第3項から第21項までを1項

ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 法附則第15条第22項の条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第16条の3第2項を次のように改める。

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

附則第17条の2第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

附則第20条の2第4項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第20条の3第4項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第20条の3第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「(条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)」を削る。

附則第26条を削る。

(佐渡市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 佐渡市税条例の一部を改正する条例(令和3年佐渡市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第36条の3の3第1項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者」を「扶養親族(」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附則第2条第2項中「の規定中個人の市民税に関する部分」を「第24



条第2項及び第36条の3の3第1項並びに附則第5条第1項の規定」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中佐渡市税条例第36条の3の2の見出し及び同条第1項並びに第36条の3の3の見出し及び同条第1項の改正規定並びに同条例附則第7条の3の2第1項及び第17条の2第3項の改正規定並びに同条例附則第26条を削る改正規定並びに第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）の規定並びに附則第3条第1項及び第2項の規定 令和5年1月1日

(2) 第1条中佐渡市税条例第33条第4項及び第6項、第34条の9第1項及び第2項、第36条の2第1項ただし書及び第2項、第53条の7の改正規定並びに同条例附則第16条の3第2項、第20条の2第4項並びに第20条の3第4項及び第6項の改正規定並びに第2条（佐渡市税条例の一部を改正する条例（令和3年佐渡市条例第22号）附則第2条第2項の改正規定に限る。）の規定並びに附則第3条第3項の規定 令和6年1月1日

(3) 第1条中佐渡市税条例第18条の4第1項の改正規定、同条例第73条の2第1項の改正規定及び同条例第73条の3第1項の改正規定並びに次条及び附則第4条の規定 民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日

(納税証明書に関する経過措置)

第2条 前条第3号に掲げる規定による改正後の佐渡市税条例第18条の4第1項（地方税法（昭和25年法律第226号）第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

(市民税に関する経過措置)

第3条 第1条の規定による改正後の佐渡市税条例（以下「新条例」という。）第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の

施行の日（以下この項及び次項において「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき第36条の3の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の佐渡市税条例（次項において「旧条例」という。）第36条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の佐渡市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第4条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の佐渡市税条例第73条の2第1項（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の2の規定による固定資産課税台帳（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧について適用する。

2 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の佐渡市税条例第73条の3第1項（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の3の規定による証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付について適用する。

議案第52号

佐渡市離島振興対策実施地域の企業支援に係る税制上の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市離島振興対策実施地域の企業支援に係る税制上の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年6月10日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市離島振興対策実施地域の企業支援に係る税制上の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

佐渡市離島振興対策実施地域の企業支援に係る税制上の特別措置に関する条例（平成25年佐渡市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第12条第3項」を「第12条第4項」に、「第45条第2項」を「第45条第3項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第53号

字の変更について（鷲崎地内）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、当市の区域内の字を別紙のとおり変更し、佐渡市長の告示のあった日から施行するものとする。

令和4年6月10日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

## 別紙

## 変更調書

変更前			変更後	
大字	字	地番	大字	字
鷺崎	大津	97 の 14、98 の 1	藻浦	大津
	浜三田	389 の 1、390		浜三田
	浜大津	392 の 1 から 393 の 2 まで、394 から 394 の 2 まで、1096 の 2、1096 の 4、1098 の 2		浜大津
	藻浦	407 の 1、1306、1313 の 1		藻浦
	田先	431、432		田先
	外浦	1087 の 1、1087 の 3、1087 の 4、1087 の 9 から 1087 の 16 まで、1087 の 22、1087 の 23		外浦
	瀬ノ沢	1092 の 2 から 1092 の 5 まで		瀬ノ沢
	茂浦	406、411、413、421、426、1273 から 1283 まで、1288 から 1290 まで、1293、1296 から 1298 の 3 まで、1299 から 1304 の 2 まで、1308、1316 から 1318 の 2 まで、1321 から 1338 まで、1343、1343 の 4		茂浦
	モウラ	1284 の 1、1284 の 2、1291、1294 の 1 から 1294 の 4 まで、1319		モウラ

議案第54号

屈折はしご付消防自動車購入契約の締結について

下記のとおり契約を締結したいので、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年佐渡市条例第60号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- |   |        |  |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の対象  | 屈折はしご付消防自動車  |
| 2 | 契約数    | 1台   |
| 3 | 契約の方法  | 指名競争入札   |
| 4 | 契約金額   | 146,532,550円   |
| 5 | 契約の相手方 | 住所 東京都港区芝五丁目36番7号<br>社名 株式会社モリタ東京支店<br>代表者 支店長 山北 忠司 |

令和4年6月10日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

議案第55号 令和4年度佐渡市一般会計補正予算（第3号）について  
(予算書別紙添付)



再生紙を使用しています。

古紙リサイクルにご協力をお願いします。

《令和4年度 佐渡市一般会計補正予算（第2号）概要》

1. 補正予算について

- ・低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の給付に要する経費を計上

2. 予算規模

(単位：千円)

補正前の額	45,795,411
補正額	60,348
累計予算額	45,855,759

3. 財源内訳

(単位：千円)

国庫支出金	60,992
繰入金	△644

4. 補正項目

(単位：千円)

- 【新規】低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業（新型コロナ対策）【子ども若者課】 補正額：60,348千円

(事業内容)

国の「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」を受け、低所得の子育て世帯への支援策として実施する、子育て世帯生活支援特別給付金の給付に要する経費を計上。

支給対象者：①低所得のひとり親世帯

- ・令和4年4月分の児童扶養手当受給者
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯

②その他低所得の子育て世帯

- ・令和4年度分の住民税均等割非課税世帯で、18歳以下の児童を養育するひとり親以外の世帯
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯

支給額：児童一人当たり5万円

# 議案第55号

## 《令和4年度 佐渡市一般会計補正予算（第3号）概要》

### 1. 補正予算について

- ・国の「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」に伴う事業の経費を計上
- ・新型コロナウイルス感染症対策として、教育環境の整備等に要する経費を計上
- ・ゼロカーボンアイランド推進事業に係る経費を増額計上
- ・その他の経費については、当初予算編成後の事由による必要な経費を計上

### 2. 予算規模

(単位：千円)

補正前の額	45,855,759
補正額	153,972
累計予算額	46,009,731

### 3. 財源内訳

(単位：千円)

国庫支出金	99,708
(うち、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金※ 79,502千円)	
※交付限度額 667,469千円	
県支出金	53,658
繰入金	△24,647
諸収入	25,253

### 4. 主な補正項目

(単位：千円)

#### 1) 国の「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」に伴う事業 (事業内容)

<b>①新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金事業（新型コロナ対策）</b> <b>【社会福祉課】 補正額：1,200千円</b> 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の申請期限延長等による自立支援金の増額計上。
<b>②【新規】学校給食費補助事業【学校教育課】</b> <b>補正額：19,983千円</b> コロナ禍における物価高騰に直面する保護者の負担軽減を図るため、給食食材費の高騰分を支援する経費を計上。

#### 2) 教育環境の整備

(事業内容)

<b>【新規】学校教育活動継続支援事業（新型コロナ対策）【学校教育課】</b> <b>補正額：31,950千円</b> 各学校の現場環境に応じた感染症対策や児童生徒の学習保障等に必要経費を計上。 ・小学校 20,250千円、中学校 11,700千円
---

### 3) その他新型コロナ対策関連事業

(事業内容)

**外部人材活用事業（新型コロナ対策）【総務課】** 補正額：4,950千円

市内の起業創業支援、企業育成、企業経営の総合的な支援等を行うため、民間からの外部人材受入れに要する経費の増額計上。

### 4) ゼロカーボンアイランド推進事業【総合政策課】 補正額：5,000千円

(事業内容)

環境省が選定する脱炭素先行地域に選定されたことにより、脱炭素移行・再エネ推進交付金の事業採択を受けて実施する脱炭素先行事業に係る経費を計上。

### 5) 老人福祉施設整備事業【高齢福祉課】 補正額：64,515千円

(事業内容)

民間事業者が行う認知症対応型共同生活介護施設整備に係る費用について支援する経費を計上。

### 6) 園芸作物振興事業【農業政策課】 補正額：11,818千円

(事業内容)

例年発生しているおけさ柿の霜害を防止し、収量の安定化と農家所得を確保するため、樹園地に防霜ファンを設置する費用について支援する経費を計上。